

平成24（2012）年度 横浜南陵高等学校 【不祥事ゼロプログラム】

横浜南陵高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

(1)「平成24年度 教育委員会不祥事ゼロプログラム作成方針」より

ア 課題の抽出

課題の抽出については、「平成24年度 不祥事ゼロ運動の実施について」の「2 平成24年度の取組みにおいて特に留意する事項」に記載している、「公務員倫理意識の徹底」や「入学者選抜業務における事故の防止」、「若手職員の育成」などに留意しつつ、次の①から⑦の視点を基本として、所属の実情に応じて取捨選択、又は独自項目を追加することができるものとするが、①と②については、必ず課題として抽出することとする。

また、県立学校においては、③についても課題として抽出することに努める。

- ① 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）【必須事項】
- ② セクハラ・わいせつ行為【必須事項】
- ③ 体罰、不適切な指導
- ④ 適正な経理処理（備品の現物照合）
- ⑤ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）
- ⑥ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- ⑦ 業務執行体制（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

(2) 所属研修会の実施（「平成24年度 不祥事ゼロ運動の実施について」より）

学校においては、外部講師による研修に一定の効果が期待できることから、各学校の職員以外の者を講師とする研修会を年1回以上は開催するものとし、総合教育センターは、学校から依頼があった場合には、講師派遣等の必要な支援を行う。

また、学校においては、セクシュアル・ハラスメントの防止を目的とした研修会を年1回以上実施するとともに、当該研修において必ずスクール・セクハラ根絶を取り上げるものとする。

(3) 今年度の課題と取組み（その1～研修会を開催するもの）

ア セクシュアル・ハラスメント（わいせつ行為）の防止

～平成24年10月29日（月）放課後に総合教育センターの講師による研修会を開催する。

イ 公務外非行の防止（法令遵守意識の向上）

～平成24年12月18日（火）放課後に総合教育センターの講師による研修会を開催する。

（参考）11月16日（金）16：00 人権教育校内研修会

(4) 今年度の課題と取組み（その2～事故防止会議等を開催するもの（朝の打ち合わせの中での開催や情報提供による「不祥事根絶メッセージ」等も含む）

ア 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策（4、5月）

イ 生徒の指導・対応（部活動指導を含む）における体罰・不適切指導、パワーハラスメント

(2月)

- ウ 不適正経理処理の再発防止（公費、私費、部活動費、現金管理）（9月）
- エ 入学者選抜業務における事故の防止（1月）
- オ 調査書・通知表等の適切な作成等における業務執行体制（10月）
- カ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止（12月）

(5) 事故発生時の対応

ア 目標

不幸にも事故等が発生した場合には現場の状況を的確に把握し、迅速に法令に基づいた行動をとるとともに、直ちに管理職へ報告し、情報収集や必要な処置を講じ事故の拡大を防止するための組織的な初期対応を行う。

イ 行動計画

- (ア) 生徒が被害者となった場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、保護者ならびに管理職へ事実関係を報告する。保護者へ連絡する際はあくまでも生徒や保護者の立場にたち、事実関係のみを的確に伝え管理職からの指示を待つ。
- (イ) 人命にかかわる可能性のある事故や報道機関への対応が必要とされるような重大事故では、早急に組織的な対応が必要とされるので管理職への連絡は速やかに行う。
- (ウ) 報道機関へのアナウンスの窓口は原則として校長に一本化し、個人的な意見や感想は差し控え、管理職の指示のもと組織的な対応へと速やかに移行する。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成24年11月までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、12月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成25年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

2に規定する行動計画について、平成25年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、教育局行政課の求めに応じ、対応する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。